

総括

I 総括

1 沿革

昭和 43 年 4 月 1 日	習志野市・八千代市を管轄区域として、習志野保健所が設置された。 仮事務所は習志野市市民会館に置いた。 (従前は船橋保健所の管轄区域)
昭和 43 年 8 月 8 日	習志野保健所の旧庁舎が完成した。 (鉄筋コンクリート造 2 階建 延面積 841 m ²)
昭和 43 年 8 月 10 日	庁舎完成の落成式を行う。仮事務所から旧庁舎に移転した。
平成 4 年 3 月 31 日	習志野市と現在地(本大久保 5 丁目)の賃貸借契約を締結した。
平成 5 年 11 月 4 日	習志野保健所の現庁舎が完成した。 (鉄筋コンクリート造 4 階建 延面積 2,243.9 m ²)
平成 6 年 1 月 12 日	現庁舎完成の落成式を行う。旧庁舎から現庁舎に移転した。
平成 6 年 4 月 30 日	旧保健所庁舎を習志野市へ移管した。
平成 9 年 4 月 1 日	〔地域保健法〕の施行に伴い、業務・組織が変更された。 組織は、これまでの 4 課から 1 課 7 班の体制となる。 (総務課、企画調整班、地域指導班、疾病対策班、精神保健福祉班、 検査班、食品衛生班、環境衛生班)
平成 12 年 4 月 1 日	業務・組織が変更され、6 課 1 班の体制となる。 (総務課、企画調整班、地域指導課、疾病対策課、精神保健福祉課、 検査課、生活衛生課)
平成 15 年 4 月 1 日	鎌ヶ谷市が管轄区域に加わる。
平成 16 年 4 月 1 日	習志野健康福祉センター(保健所)と改称し、6 課 1 班体制となる。 (総務企画課、地域保健福祉課、精神保健福祉課、健康生活支援課、 広域検査課、食品広域監視班、監査指導課) なお、支庁社会福祉課で行っていた業務の一部が移管された。
平成 17 年 4 月 1 日	精神保健福祉課が地域保健福祉課に統合され、5 課 1 班体制となる。 (総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課、広域検査課、食品 広域監視班、監査指導課)
平成 20 年 4 月 1 日	業務・組織の変更があり、広域検査課が検査課へ、食品広域監視班が 食品機動監視班へと名称が変更された。
平成 24 年 4 月 1 日	業務・組織の変更があり、食品機動監視班が食品機動監視課となり、 6 課体制となる。(総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課、検 査課、食品機動監視課、監査指導課)
平成 25 年 4 月 1 日	業務・組織の変更があり、地域保健福祉課を地域保健課と地域福祉課 へ、健康生活支援課を疾病対策課と生活衛生課へ再編し、8 課体制と なる。 (総務企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、生活衛生課、 検査課、食品機動監視課、監査指導課)
平成 28 年 4 月 1 日	業務・組織の変更があり、総務企画課を総務課と企画課へ再編し、9 課体制となる。 (総務課、企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、生活衛生 課、検査課、食品機動監視課、監査指導課)

表1 歴代所長

	氏名	就任年月日		氏名	就任年月日
初代	沖 山 鏖三郎	昭和 43 年 4 月 1 日	15代	安 井 成 美	平成 3 年 4 月 1 日
2代	相 沢 多 満	昭和 48 年 4 月 1 日	16代	内 田 佐太臣	平成 5 年 4 月 1 日
3代	長井 和行 (兼)	昭和 49 年 4 月 1 日	17代	溝 口 勝	平成 8 年 4 月 1 日
4代	内田 早苗 (兼)	昭和 49 年 10 月 1 日	18代	大 野 由記子	平成 12 年 4 月 1 日
5代	楠 本 浩	昭和 50 年 6 月 1 日	19代	山 崎 彰 美	平成 15 年 4 月 1 日
6代	服 部 隆 男	昭和 54 年 4 月 20 日	20代	井 上 孝 夫	平成 17 年 4 月 1 日
7代	楠 本 浩 (兼)	昭和 56 年 6 月 16 日	21代	高 地 刀志行	平成 19 年 4 月 1 日
8代	稲田 正實 (兼)	昭和 58 年 4 月 1 日	22代	藤 木 哲 郎	平成 21 年 4 月 1 日
9代	丸 山 正 雄	昭和 59 年 4 月 1 日	23代	井 上 孝 夫	平成 24 年 4 月 1 日
10代	稲田 正實 (兼)	昭和 61 年 4 月 1 日	24代	新 玲 子	平成 26 年 4 月 1 日
11代	石 毛 義 治	昭和 62 年 4 月 1 日	25代	江 口 弘 久	平成 27 年 4 月 1 日
12代	安藤 俊朗 (兼)	昭和 63 年 4 月 1 日	26代	久 保 秀 一	平成 29 年 4 月 1 日
13代	實 川 浩	昭和 63 年 7 月 1 日	27代	杉 戸 一 寿	平成 31 年 4 月 1 日
14代	安 藤 由記男	平成 2 年 4 月 1 日			

2 概 要

当保健所の管轄区域は、千葉県の北西部に位置する習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市の3市である。

(健康福祉センターとしての監査、福祉関係業務には、上記3市の他に、千葉市、船橋市、市川市、及び浦安市を管轄とするものがある。)

習志野市、八千代市の面積は72平方キロメートルで、地勢は臨海部と内陸部に大別され、東京湾を臨む臨海部は、埋立事業(京葉港埋立)により造成された土地とこれに接する旧海岸部分の平坦地とからなる。

鎌ヶ谷市は、面積21平方キロメートルで、都心から25キロメートル圏内にあり首都近郊の住宅都市として発展してきている。土地利用は大きく分けると、丘陵部北部は山林、田畑の農林地区で、それより臨海部に至る部分は、工業、商業、住宅地区として都市的土地利用となっている。

管内は都心から25～35キロメートルの圏内で、JR、京成電鉄等の交通機関で都心と結ばれており、その地理的条件から、戦後の我が国経済の高度成長に伴う産業構造の変化と人口の都市集中化の影響を受け、首都東京のベッドタウンとして臨海部、内陸部における大規模な住宅開発や、内陸部における工業団地の造成等により人口が急激に増加した地域である。平成8年4月には東葉高速鉄道(西船橋～勝田台間)が開通し、沿線の住宅造成によりさらに人口が増加し、その後もゆるやかに増加が続いている。

このような状況の中で、住民の保健・医療・福祉に対する要請も多様化・高度化しており、県民のニーズに対応する行政を推進するとともに、住民サービスの向上に努めている。

3 管内の状況

(1) 管内の人口及び世帯等の概況

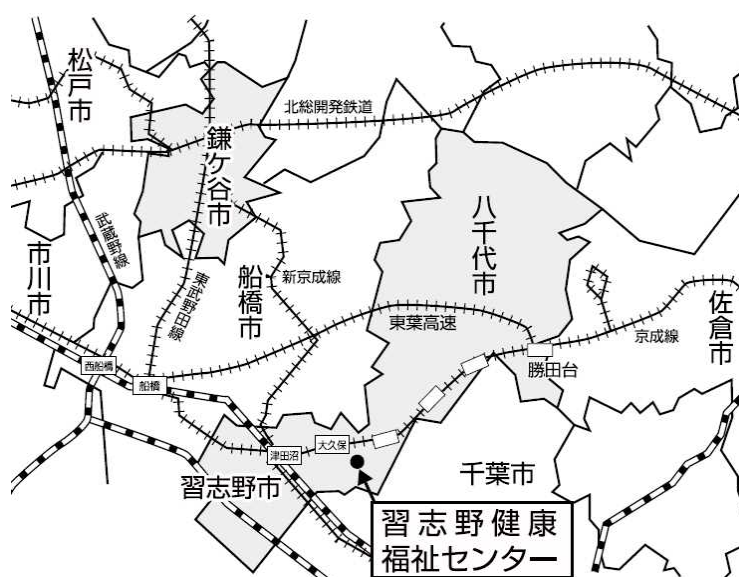
表3-(1) 管内人口及び世帯等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k㎡)	面 積 (k㎡)
管 内	204,715	479,234	5,128.8	93.44
習志野市	76,647	172,998	8,249.8	20.97
八千代市	81,960	196,840	3,830.3	51.39
鎌ヶ谷市	46,108	109,396	5,189.6	21.08
県 総 数	2,725,850	6,268,585	1,215.4	5,157.61

出典：(人口)平成30年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積)国土地理院 平成30年全国都道府県市区町村別面積調

図 3 - (1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は表 3 - (2) のとおりで、平成 30 年の年齢三区分によると 0 歳～14 歳までの年少人口の割合は 13.1%、15～64 歳までの生産年齢人口は 62.1%、65 歳以上の老年人口 24.8%で、県平均に比較し年少人口割合は高く、老年人口の割合は低くなっている。管内の平成 30 年 4 月 1 日現在の年齢 5 歳階級別人口構成は、表 3 - (2)、図 3 - (2) のとおりである。

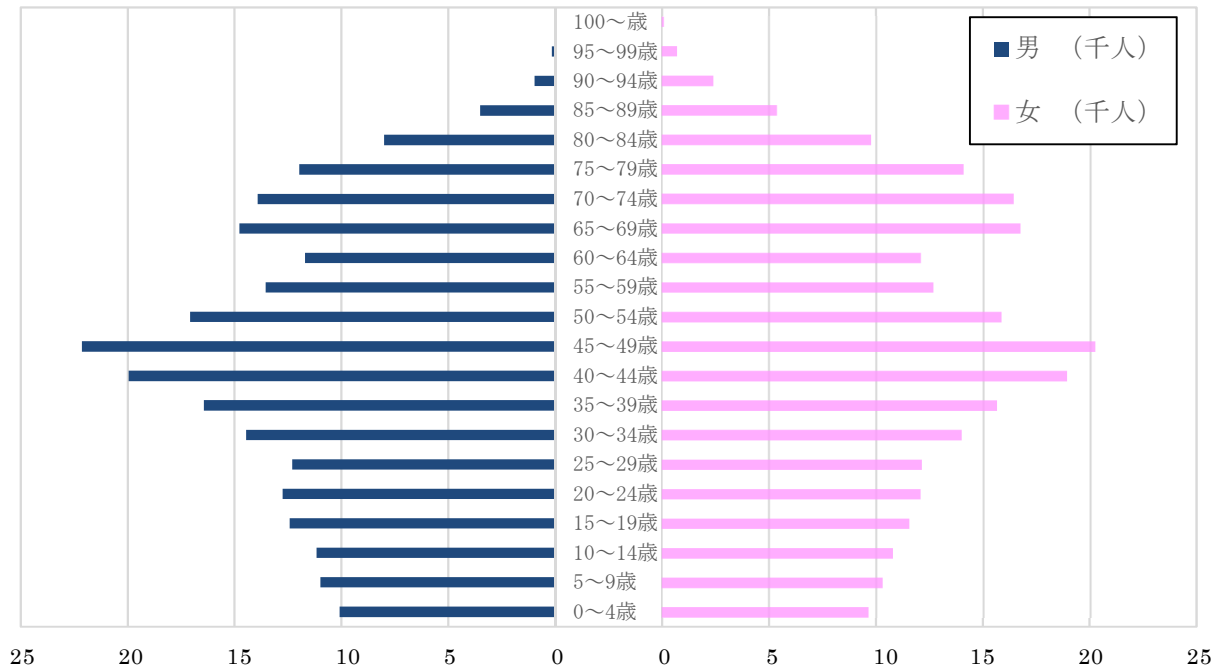
表 3 - (2) - ア 年齢構成の推移

(単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不 詳	
			0 歳 ～14 歳	%	15 歳 ～64 歳	%	65 歳～	%		%
管内	15	439,189	63,159	(14.4)	314,334	(71.6)	61,696	(14.0)	-	-
	20	455,498	65,997	(14.5)	306,860	(67.4)	82,641	(18.1)	-	-
	25	466,301	65,484	(14.0)	298,455	(64.0)	102,362	(22.0)	-	-
	28	474,247	64,228	(13.5)	295,757	(62.4)	114,262	(24.1)	-	-
	29	477,789	63,841	(13.4)	297,086	(62.2)	116,862	(24.5)	-	-
	30	479,988	62,992	(13.1)	297,999	(62.1)	118,997	(24.8)	-	-
習志野市	15	156,359	21,893	(14.0)	112,333	(71.8)	22,133	(14.2)	-	-
	20	160,339	22,720	(14.2)	109,179	(68.1)	28,440	(17.7)	-	-
	25	163,782	22,633	(13.8)	106,954	(65.3)	34,195	(20.9)	-	-
	28	169,461	22,869	(13.5)	108,417	(64.0)	38,175	(22.5)	-	-
	29	171,970	23,137	(13.5)	109,754	(63.8)	39,079	(22.7)	-	-
	30	172,483	22,911	(13.3)	109,851	(63.7)	39,721	(23.0)	-	-
八千代市	15	179,062	26,957	(15.1)	127,112	(71.0)	24,993	(14.0)	-	-
	20	188,624	28,991	(15.4)	125,709	(66.6)	33,924	(18.0)	-	-
	25	192,951	28,422	(14.7)	122,318	(63.4)	42,211	(21.9)	-	-
	28	195,371	27,455	(14.1)	120,839	(61.9)	47,077	(24.1)	-	-
	29	196,144	27,031	(13.8)	121,143	(61.8)	47,970	(24.5)	-	-
	30	197,723	26,623	(13.5)	122,128	(61.8)	48,972	(24.8)	-	-
鎌ヶ谷市	15	103,768	14,309	(13.8)	74,889	(72.2)	14,570	(14.0)	-	-
	20	106,535	14,286	(13.4)	71,972	(67.6)	20,277	(19.0)	-	-
	25	109,568	14,429	(13.2)	69,183	(63.1)	25,956	(23.7)	-	-
	28	109,415	13,904	(12.7)	66,501	(60.8)	29,010	(26.5)	-	-
	29	109,675	13,673	(12.5)	66,189	(60.4)	29,813	(27.2)	-	-
	30	109,782	13,458	(12.3)	66,020	(60.1)	30,304	(27.6)	-	-
県総数	15	6,069,120	840,374	(13.8)	4,286,525	(70.6)	942,221	(15.5)	-	-
	20	6,199,089	833,409	(13.4)	4,184,741	(67.5)	1,180,939	(19.1)	-	-
	25	6,240,461	811,257	(13.0)	4,003,630	(64.2)	1,425,574	(22.8)	-	-
	28	6,269,146	789,266	(12.6)	3,885,576	(62.0)	1,594,304	(25.4)	-	-
	29	6,285,160	782,039	(12.4)	3,871,704	(61.6)	1,631,417	(26.0)	-	-
	30	6,297,271	773,764	(12.3)	3,859,943	(61.3)	1,663,564	(26.4)	-	-

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年 4 月 1 日現在）

図 3 - (2) 管内年齢 5 歳階級別人口構成図（平成 30 年 4 月 1 日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（平成 30 年 4 月 1 日現在）

表 3 - (2) - イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口（単位：人）

年齢区分	総数	0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内総数	479,988	19,740	21,295	21,957	23,976	24,836	24,449	28,468	32,083	38,855	42,368	32,944	26,215	23,805	31,521	30,348	26,059	17,771	8,898	3,384	890	126
男	238,226	10,072	10,976	11,158	12,411	12,745	12,302	14,458	16,433	19,946	22,140	17,079	13,534	11,702	14,772	13,917	11,965	7,997	3,499	958	150	12
女	241,762	9,668	10,319	10,799	11,565	12,091	12,147	14,010	15,650	18,909	20,228	15,865	12,681	12,103	16,749	16,431	14,094	9,774	5,399	2,426	740	114
習志野市総数	172,483	7,632	7,670	7,609	8,693	9,468	9,574	11,228	12,156	14,026	14,804	12,044	9,542	8,316	10,587	9,727	8,383	6,175	3,202	1,256	343	48
男	86,073	3,892	3,944	3,846	4,702	5,080	4,954	5,756	6,280	7,195	7,705	6,210	4,917	4,098	4,968	4,441	3,750	2,702	1,235	340	55	3
女	86,410	3,740	3,726	3,763	3,991	4,388	4,620	5,472	5,876	6,831	7,099	5,834	4,625	4,218	5,619	5,286	4,633	3,473	1,967	916	288	45
八千代市総数	197,723	8,063	8,939	9,621	10,178	10,026	9,645	11,092	12,956	16,129	18,034	13,765	10,774	9,529	12,792	12,434	10,916	7,345	3,709	1,374	350	52
男	97,859	4,125	4,646	4,888	5,151	5,096	4,763	5,581	6,589	8,177	9,357	7,131	5,618	4,697	6,009	5,721	4,975	3,372	1,509	389	59	6
女	99,864	3,938	4,293	4,733	5,027	4,930	4,882	5,511	6,367	7,952	8,677	6,634	5,156	4,832	6,783	6,713	5,941	3,973	2,200	985	291	46
鎌ヶ谷市総数	109,782	4,045	4,686	4,727	5,105	5,342	5,230	6,148	6,971	8,700	9,530	7,135	5,899	5,960	8,142	8,187	6,760	4,251	1,987	754	197	26
男	54,294	2,055	2,386	2,424	2,558	2,569	2,585	3,121	3,564	4,574	5,078	3,738	2,999	2,907	3,795	3,755	3,240	1,923	755	229	36	3
女	55,488	1,990	2,300	2,303	2,547	2,773	2,645	3,027	3,407	4,126	4,452	3,397	2,900	3,053	4,347	4,432	3,520	2,328	1,232	525	161	23
千葉県総数	6,297,271	240,729	261,210	271,825	291,516	325,576	330,553	364,952	405,309	484,107	513,920	420,185	362,417	361,408	463,023	413,155	337,539	237,832	135,509	58,599	15,505	2,402
男	3,143,123	123,717	134,400	139,198	149,835	168,663	172,893	189,653	210,005	251,772	267,147	218,134	185,760	180,538	225,285	195,764	157,721	104,112	49,390	16,125	2,680	331
女	3,154,148	117,012	126,810	132,627	141,681	156,913	157,660	175,299	195,304	232,335	246,773	202,051	176,657	180,870	237,738	217,391	179,818	133,720	86,119	42,474	12,825	2,071

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（平成 30 年 4 月 1 日現在）

4 習志野健康福祉センター(習志野保健所)健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日 (平成30年4月1日現在)

区 分	曜 日	時 間	備 考
療育相談(子育て相談)	原則第2金曜日	9:30～11:30	予約制
DV相談	【電話相談】 月～金曜日	9:00～17:00	専用電話 047-475-5966
	【来所相談】 毎週月曜日	9:00～17:00 ※詳細は電話にて	来所相談予約制
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談	【電話相談】 月～金曜日	9:00～17:00	専用電話 047-474-1389
精神保健福祉相談	第1火曜日	14:00～16:00	予約制
	第2火曜日	14:00～16:00	
	第2木曜日	9:30～12:00	
ピアサポート相談	第3火曜日	9:15～12:00	予約制
HIV抗体検査 肝炎ウイルス検査 (B型・C型) 梅毒・クラミジア検査	第1木曜日	13:00～14:00	予約制
	第3木曜日	13:00～14:00	
	偶数月第1木曜日(夜間)	17:15～18:15	
腸内細菌検査	原則第1、第3火曜日 ※5～10月までは原則 第1、第2、第3火曜日	9:00～10:30	
結核管理接触者健診	第1水曜日 第3水曜日	13:15～14:15	個人通知
被爆者健診	年2回	個人通知	

5 各種委員会

(1) 習志野健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項により、設置している。

地域保健法第11条：

第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第28条第1項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表5－(1) 運営協議会委員名簿 (平成30年11月9日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
習 志 野 市 長	宮 本 泰 介
八 千 代 市 長	服 部 友 則
鎌 ケ 谷 市 長	清 水 聖 士
千 葉 県 議 会 議 員	佐 藤 正 己
千 葉 県 議 会 議 員	鈴 木 均
千 葉 県 議 会 議 員	石 井 敏 雄
千 葉 県 議 会 議 員	横 山 秀 明
千 葉 県 議 会 議 員	茂 呂 剛
千 葉 県 議 会 議 員	藤 代 政 夫
千 葉 県 議 会 議 員	石 井 一 美
習 志 野 市 医 師 会 長	豊 崎 哲 也
八 千 代 市 医 師 会 長	椎 原 秀 茂
鎌 ケ 谷 市 医 師 会 長	石 川 宏 貴
船 橋 歯 科 医 師 会 副 会 長	尾 崎 隆
習 志 野 市 歯 科 医 師 会 長	栗 原 弘 章
八 千 代 市 歯 科 医 師 会 長	大 木 志 朗
習 志 野 市 薬 剤 師 会 長	櫛 方 絢 子

八 千 代 市 薬 剤 師 会 長	秋 吉 恵 蔵
船 橋 薬 剤 師 会 長	杉 山 宏 之
京 葉 地 域 獣 医 師 会 長	解 良 聡
千 葉 県 看 護 協 会 船 橋 地 区 部 会 長	佐々木 悦子
習 志 野 市 社 会 福 祉 協 議 会 長	海 寶 嘉 胤
八 千 代 市 社 会 福 祉 協 議 会 長	櫻 井 豊
習 志 野 市 母 子 保 健 推 進 員 の 会 会 長	遠 藤 弘 子
習 志 野 保 健 所 管 内 食 品 衛 生 協 会 長	藤 田 修 一 郎
鎌 ヶ 谷 市 食 生 活 改 善 協 議 会 長	藤 浪 民 子
千 葉 県 美 容 業 生 活 衛 生 同 業 組 合 習 志 野 支 部 長	島 田 謙 一
心のボランティア・八千代「虹」代表代行	黒 田 知 映

(2) 習志野保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条に基づき、設置している。

法律第24条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

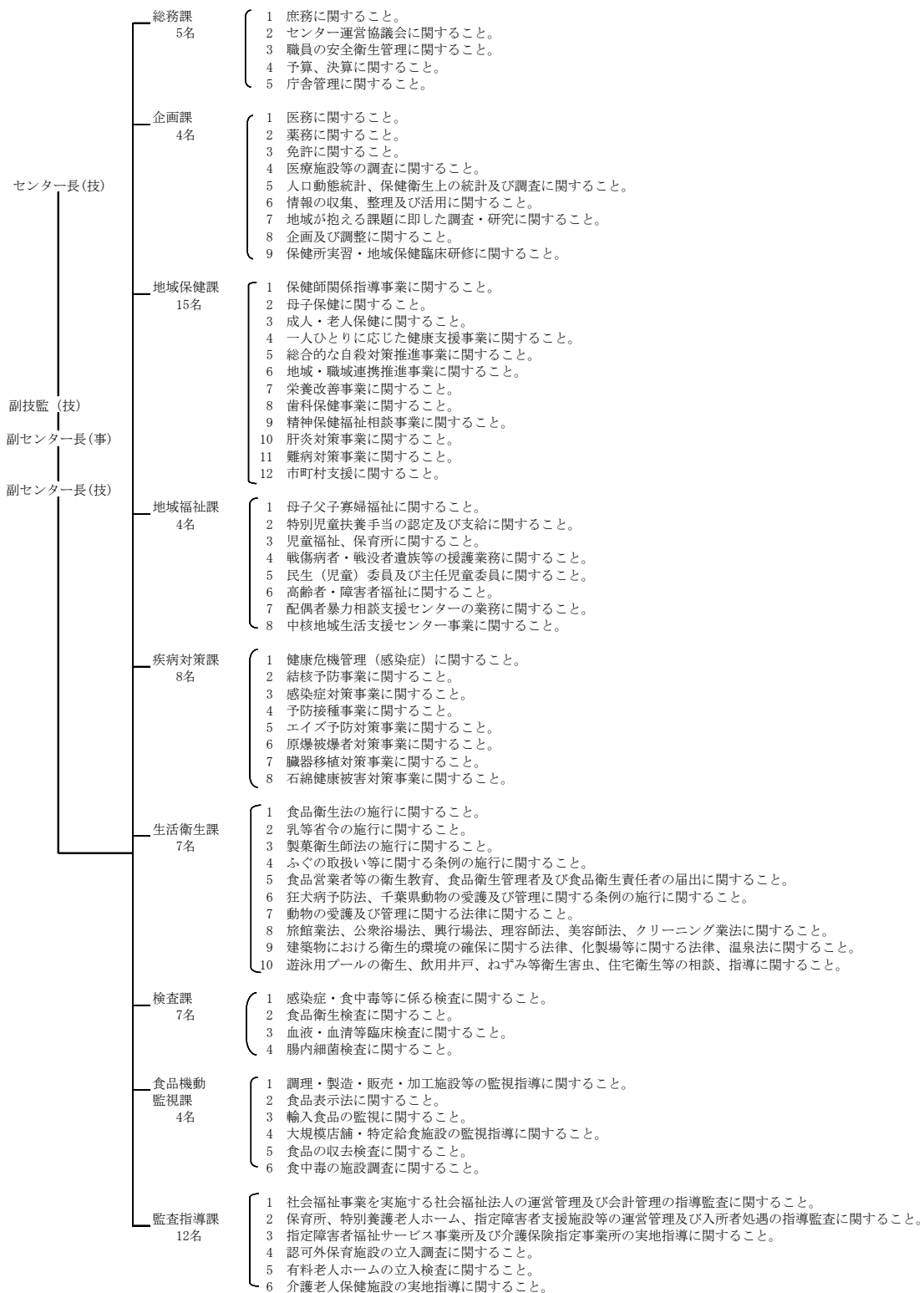
(診査する内容)

法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議する。

表5－(2) 感染症診査協議会委員名簿 (平成30年4月1日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
公益財団法人ちば県民保健予防財団副理事長 総合健診センター長	鈴 木 公 典
千葉県済生会習志野病院 呼吸器内科部長	黒 田 文 伸
嶋 瀬 内 科 ク リ ニ ッ ク 院 長	嶋 瀬 順 二
日 名 子 規 子 司 法 書 士 事 務 所	日 名 子 規 子
千葉県人権擁護委員協議会習志野支部会	浅 田 和 子

6 機構及び事務内容



7 職員数及び配置状況

表7 職員配置 (平成30年10月1日現在)

	セン ター 長 (所長)	副 セン ター 長 (次長)	総 務 課	企 画 課 (課長)	地 域 保 健 課 (課長)	地 域 福 祉 課 (課長)	疾 病 対 策 課 (課長)	生 活 衛 生 課 (課長)	検 査 課 (課長)	食 品 機 動 監 視 課 (課長)	監 査 指 導 課 (課長)	計
合計	1	3	5	4	15	4	8	7	7	4	12	70
医師	1											1
事務		1	5		1	【1】4					【1】12	23
薬剤師				【1】3	1			2		1		7
獣医師		1						【1】3		1		5
保健師		1			【1】4		【1】6					11
診療放射線技師							1					1
臨床検査技師				1				2	【1】7	【1】1		11
管理栄養士					2					1		3
精神保健福祉士					5							5
その他の技術職員					2		1					3
食品衛生監視員 (再掲)	1	1		1				5		4		12
環境衛生監視員 (再掲)	1	1						7				9

(注) 技術職員の内訳については、主たる職種とする。また、課長の職種は【】内に再掲とした。なお、その他の技術職員は看護師3名（地域保健課2、疾病対策課1）である。